

第4次 宗像市保健福祉計画

令和2年3月
宗 像 市

(調整余白ページ)

目次

第1部 計画の基本事項

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と主旨	1
2	市町村地域福祉計画に対する国の考え方	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	4

第2章 市の現状

1	人口	5
2	世帯	8
3	要支援・要介護認定者	10
4	障害者手帳所持者	11

第3章 基本理念

1	基本理念	13
2	計画の体系	14

第2部 基本計画

第1章 地域福祉の推進

1	第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況	16
2	第4次の課題と取り組み方針	22

第2章 保健・医療の充実

1	第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況	30
2	第4次の課題と取り組み方針	36

第3章 高齢者保健福祉の推進

- 1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況 . . . 4 8
- 2 第4次の課題と取り組み方針 5 6

第4章 障がい者福祉の推進

- 1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況 . . . 6 8
- 2 第4次の課題と取り組み方針 7 2

第5章 児童福祉の推進

- 1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況 . . . 8 2
- 2 第4次の課題と取り組み方針 9 0

第6章 自立生活支援の推進

- 1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況 . . . 1 0 2
- 2 第4次の課題と取り組み方針 1 0 6

第3部 計画の推進

- 1 計画の推進体制と進行管理 1 1 6
- 2 地域福祉推進のための連携強化 1 1 6

資料編

- 1 計画の策定体制 1 1 8
- 2 第4次宗像市保健福祉計画諮問・答申 1 1 9
- 3 宗像市保健福祉審議会規則 1 2 1
- 4 宗像市保健福祉審議会委員名簿 1 2 3
- 5 計画策定の経緯 1 2 4
- 6 パブリックコメントの意見およびその回答 1 2 6

第 1 部 計画の基本事項

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では平成 17 年の大島村との合併後に、地域における様々な福祉課題に対応するため、5 年間を計画期間とする宗像市保健福祉計画を策定し、これ以降、平成 22 年に第 2 次計画、平成 27 年に第 3 次計画を策定しました。本市ではこの計画に基づき、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な取り組みに対する支援などの施策を進めてきました。

この間の地域を取り巻く状況をみると、少子高齢化の進展や核家族化など家族形態の変化の進行によって、地域における住民同士のつながりが希薄化してきています。また、生活が多様化する中で、児童や高齢者、障がい者などへの虐待、孤独死やひきこもり、自殺、DV の増加など、新たな複合化・複雑化した課題が発生して深刻な問題となっています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化による所得格差のひろがりと共に伴う生活困窮者対策、災害時の要支援者対策などの課題への対応も求められています。

これらの課題は、公的なサービスや制度だけでは対応できない「制度の狭間」であるケースが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるように、コミュニティ運営協議会や自治会、市民活動団体などの様々な組織が連携するとともに、地域住民一人ひとりが主体となり、お互いに支え合い、助け合う仕組みづくりが重要となっています。また、国においても、介護・障がい・児童・困窮・権利擁護などに関する制度改正や法改正、新法の施行など、福祉分野政策の見直しが進められ、地域福祉の重要性がより高まっています。

このような背景を踏まえ、本市におけるこれまでの取り組みを振り返り、その中から再度課題を整理しました。そして、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、「第 4 次宗像市保健福祉計画」を策定することとしました。

2 市町村地域福祉計画に対する国の考え方

国は、現在抱えている少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられ、地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要があるとの考えを示しています。

そして、こうした考えのもと、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められており、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支えて側と受けて側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現を求めています。また、平成29年12月12日付け厚生労働省局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進、市町村地域福祉計画に今般の社会福祉法の改正内容を反映させることなどの方向性を示しています。

さらに、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、社会福祉法上の市町村地域福祉計画としては認められないとの考えを明示しています。

以上のことを踏まえ、本市では、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」「総合計画」として第4次宗像市保健福祉計画を策定します。

3 計画の位置付け

本市では、保健福祉などの課題に対応していくために、平成17年の大島村との合併後に第1次宗像市保健福祉計画を策定して以降、5年を期間とした計画として策定しており、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画、今回第4次計画を策定しました。

本計画は、本市の保健福祉に関する総合的な計画として、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめたものです。

また、本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」、障害者基本法第11条に規定されている「市町村障害者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定されている「ひとり親家庭等自立促進計画」、成年後見制度利用促進法第14条に規定されている「市町村による成年後見制度利用促進計画」に位置付けされるものです。

宗像市保健福祉計画	
地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめた計画	
市町村地域福祉計画 「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画	市町村障害者計画 障がいの有無などに関係なく、すべての人がわけ隔てられることなく暮らしていくことができる「共生社会」の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう、障がい者に関する施策の基本的な方向性を定める計画
ひとり親家庭等自立促進計画 ひとり親家庭において、子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成ができるよう、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図る自立支援策を定める計画	市町村による成年後見制度利用促進計画 成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

4 計画の期間

本計画の計画期間は、第2次宗像市総合計画の計画期間にあわせて、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢や国の制度改正などに柔軟に対応できるように必要に応じて見直しを行います。

図 1-2 保健福祉計画及び関連計画の期間

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
宗像市総合計画	現計画					
宗像市参加・参画・協働による魅力ある地域づくりの基本指針	現計画	新計画				
宗像市保健福祉計画	現計画	新計画				
宗像市コミュニティ基本構想・基本計画	現計画					
宗像市地域防災計画	現計画					
宗像市自殺対策推進計画	現計画					
健康むなかた21・健康むなかた食育プラン	現計画					
宗像市国民健康保険・保健事業実施計画	現計画					新計画
宗像市スポーツ推進計画	現計画					
宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	現計画		新計画			新計画
宗像市障がい福祉計画・障がい児福祉計画	現計画		新計画			新計画
宗像市子ども・子育て支援事業計画	現計画	新計画				
宗像市男女共同参画プラン	現計画		新計画			

第2章 市の現状

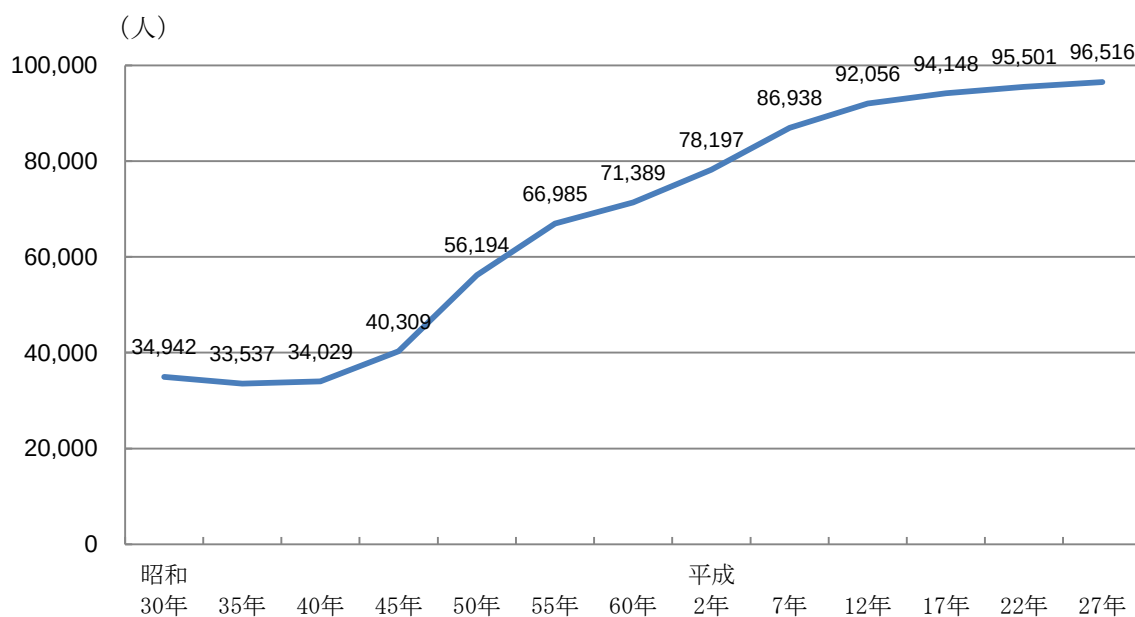
1 人口

- 市の人口は9万6,516人（平成27年10月1日現在）
- 国の人口は大正9年の国勢調査開始以来、初めての減少となったが、宗像市は増加

平成27年国勢調査による10月1日現在の本市の人口は、9万6,516人です。平成22年と比べると、人口は1,015人の増加です。

本市の人口の推移（図2-1）をみると、昭和40年までは大きな増減はなく推移していましたが、昭和45年以降、大規模な住宅地の開発が続き、平成17年までは急激に人口が増加しています。

図2-1 本市の人口の推移（昭和30年～平成27年）



資料：総務省「国勢調査」

注）合併前の数値は、旧団体の数値の合算による。

■ 生産年齢人口（15～64歳）は平成17年以降、減少傾向（割合も減少傾向）

本市の年齢3区分別の総人口における構成比（表2-1、図2-2）をみると、年少人口は、人口数、割合ともに減少の傾向にあります。また、老年人口数、割合は、ともに増加の傾向にあり、計画最終年の推計値では、老年人口の割合は、30.9%まで増加することが予想されます。

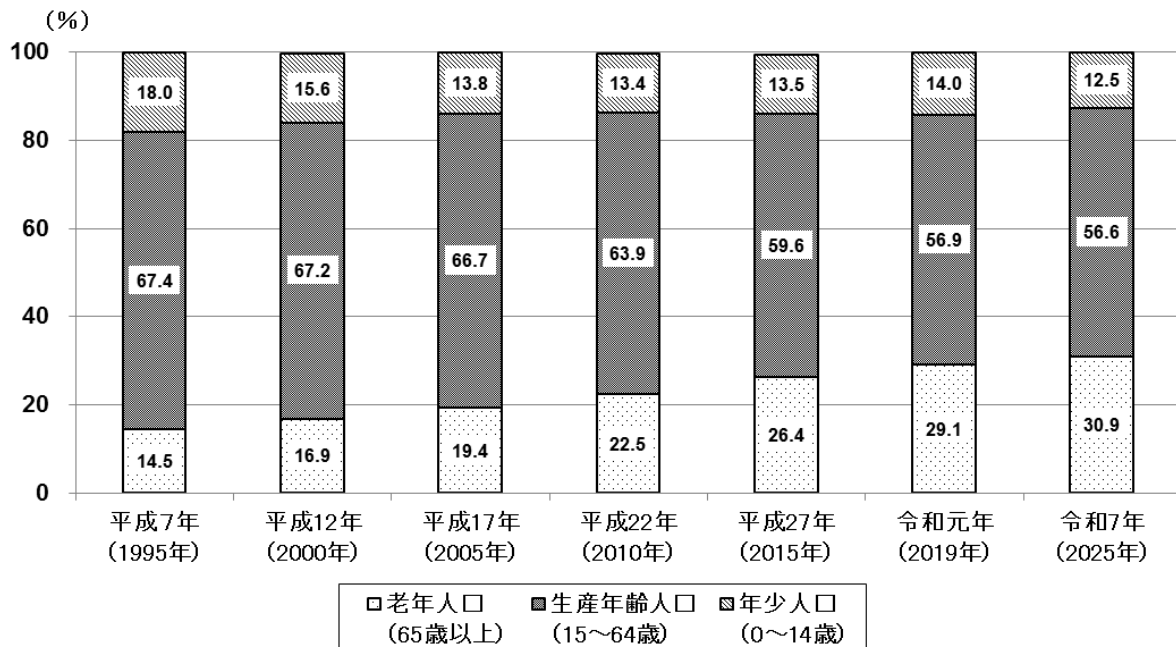
全国的な少子高齢化の傾向と同じように本市においても、少子高齢化が進行していることがわかります。

表2-1 本市の年齢3区分別総人口の推移（平成7年～令和7年）

（単位：人）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)
年少人口 (0～14歳)	15,692	14,339	13,021	12,807	13,057	13,627	11,643
生産年齢人口 (15～64歳)	58,627	61,826	62,833	60,993	57,512	55,150	52,609
老年人口 (65歳以上)	12,618	15,557	18,281	21,476	25,527	28,216	28,735
総人口	86,938	92,056	94,148	95,501	96,516	96,993	92,987

図2-2 本市の年齢3区分別総人口の推移（平成7年～令和7年）



資料：総務省「国勢調査」（平成7年～平成27年）、住民基本台帳（令和元年9月末現在）、
コーホート変化率法による推計値（令和7年）

注1）合併前の数値は、旧団体の数値の合算による。

注2）国勢調査における総人口は年齢不詳者を含むため、区分別人口の合計と一致しない場合がある。

注3）構成比は表示単位未満を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

■ 高齢化率 20 %以下の地区がなくなった

地区別の人口・世帯の状況（表 2－2）をみると、市全体の高齢化率は、29.1 %（令和元年 9 月末現在）ですが、高齢化率が 40 %を超える地区がある一方で、20 %前半の地区もあり、地区ごとで状況が異なります。

高齢化率が 40 %を超える地区は、離島、農村地域で、30 %後半の地区は、漁村地域、人口急増期に開発された住宅地です。

表 2 地区別の人口・世帯数の状況

（単位：世帯、人、%）

地区	令和元年9月末		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	世帯数	人口	人口	割合	人口	割合	人口	割合
吉武地区	857	1,834	196	10.7	847	46.2	791	43.1
赤間地区	8,220	17,221	2,409	14.0	10,901	63.3	3,911	22.7
赤間西地区	4,302	9,502	1,199	12.6	5,404	56.9	2,899	30.5
自由ヶ丘地区	6,322	15,035	2,123	14.1	8,545	56.8	4,367	29.0
河東地区	6,500	16,667	2,950	17.7	9,666	58.0	4,051	24.3
南郷地区	2,504	5,540	642	11.6	3,017	54.5	1,881	34.0
東郷地区	4,426	9,987	1,651	16.5	5,632	56.4	2,704	27.1
日の里地区	5,457	11,785	1,477	12.5	6,168	52.3	4,140	35.1
玄海地区	1,441	2,952	229	7.8	1,440	48.8	1,283	43.5
（うち地島地区）	65	145	15	10.3	66	45.5	64	44.1
池野地区	1,621	3,845	488	12.7	2,220	57.7	1,137	29.6
岬地区	884	2,000	191	9.6	1,045	52.3	764	38.2
大島地区	312	625	72	11.5	265	42.4	288	46.1
宗像市合計	42,846	96,993	13,627	14.0	55,150	56.9	28,216	29.1

資料：住民基本台帳

2 世帯

- 世帯数は3万8,927世帯で、平成22年に引き続き増加
- 単独世帯と核家族世帯の世帯数は、それぞれ増加傾向

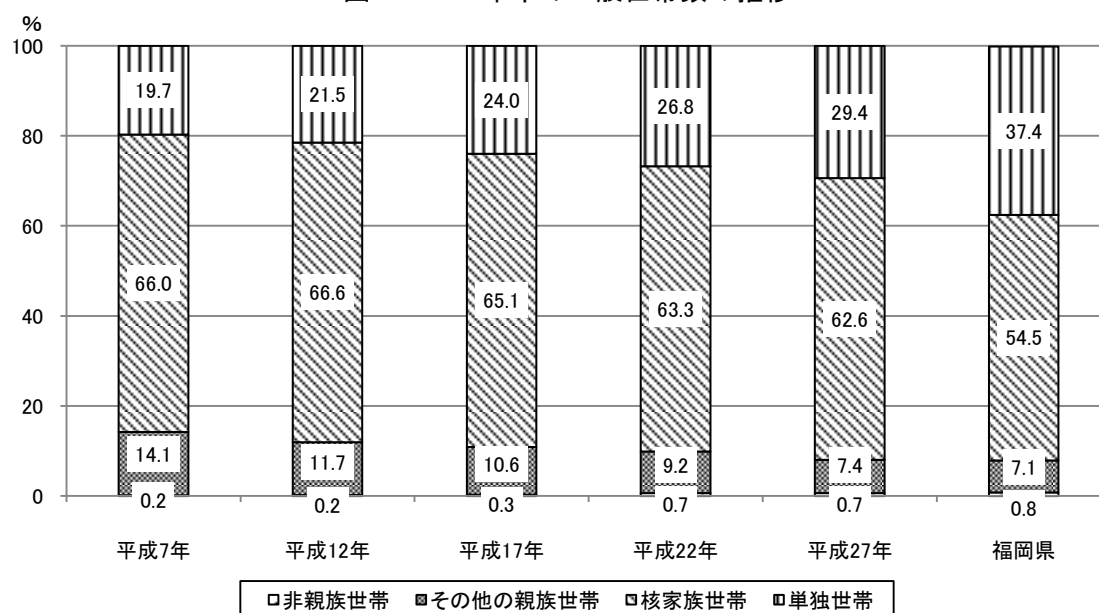
本市の一般世帯の状況（表2-3、図2-3）をみると、単独世帯は、世帯数、一般世帯数に占める構成比ともに増加しています。核家族世帯は、一般世帯数に占める構成比が減少しています。

表2-3 本市の一般世帯数の推移

（単位：世帯）

区 分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	福岡県
一般世帯数計	28,970	32,278	34,857	37,037	38,927	2,196,617
単独世帯	5,718	6,936	8,351	9,921	11,427	820,806
うち65歳以上の単独世帯	1,210	1,922	2,492	3,195	3,964	260,056
親族世帯	23,202	25,268	26,395	26,868	27,229	1,354,007
核家族世帯	19,117	21,489	22,703	23,446	24,352	1,197,150
夫婦のみの世帯	-	-	-	8,483	9,186	420,249
夫婦と子どもから成る世帯	-	-	-	11,794	11,836	567,372
ひとり親と子どもから成る世帯	-	-	-	3,169	3,330	209,529
男親と子どもから成る世帯	-	-	-	413	471	26,619
女親と子どもから成る世帯	-	-	-	2,756	2,859	182,910
その他の親族世帯	4,085	3,779	3,692	3,422	2,877	156,857
非親族世帯	50	74	111	248	267	17,556
世帯の家族類型「不詳」	-	-	-	-	4	4,248

図2-3 本市の一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

注1) 合併前の数値は、旧団体の数値の合算による。

注2) 構成比は表示単位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある。

■ 高齢単身者世帯が増加

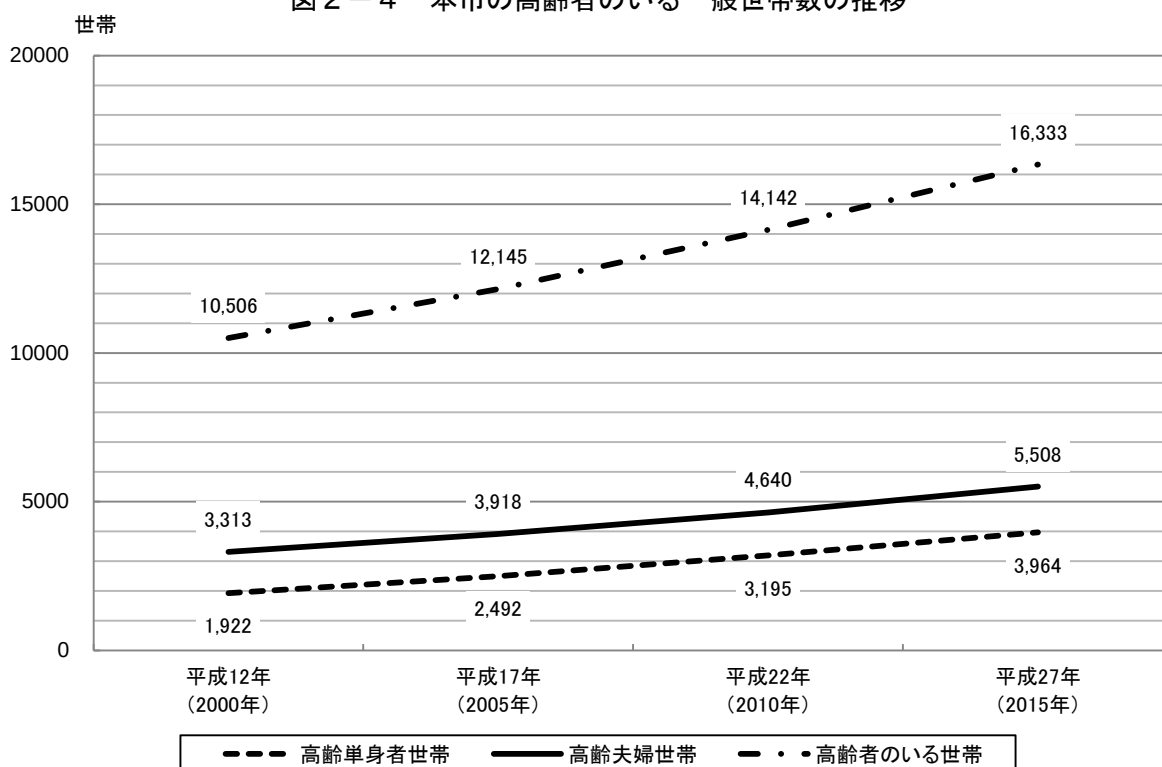
本市の高齢者のいる一般世帯数の推移（表２－４、図２－４）をみると、高齢者のいる世帯は、増加の傾向にあります。また、高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯、ともに増加しています。

表２－４ 本市の高齢者のいる一般世帯数の推移

（単位：世帯）

区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	福岡県
高齢単身者世帯	1,922	2,492	3,195	3,964	260,056
高齢夫婦世帯	3,313	3,918	4,640	5,508	235,739
高齢者のいる世帯	10,506	12,145	14,142	16,333	846,807

図２－４ 本市の高齢者のいる一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

注 1) 合併前の数値は、旧団体の数値の合算による。

注 2) 構成比は表示単位を四捨五入したため、合計が 100%にならない場合がある。

3 要支援・要介護認定者

■ 要支援・要介護認定者数は減少傾向

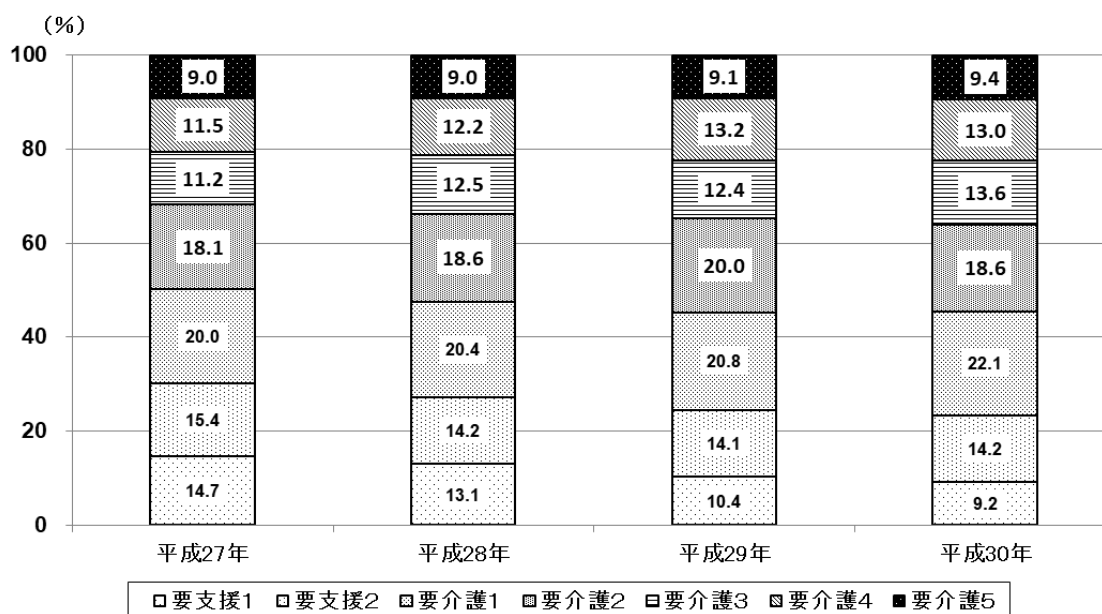
本市の要支援・要介護認定者数の推移（表２－５、図２－５）をみると、認定者数は減少傾向にあります。構成比をみると、要支援は、認定者数に占める構成比が減少しています。

表２－５ 本市の要支援・要介護認定者数の推移

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
要支援1	643	577	444	387
要支援2	673	624	600	595
要介護1	874	899	888	927
要介護2	789	822	851	779
要介護3	490	553	528	571
要介護4	503	536	561	544
要介護5	394	398	388	395
計	4,366	4,409	4,260	4,198

図５ 本市の要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険課（各年6月末現在）

注1）構成比は表示単位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある。

4 障害者手帳所持者

■ 身体障害者手帳所持者数は増加傾向

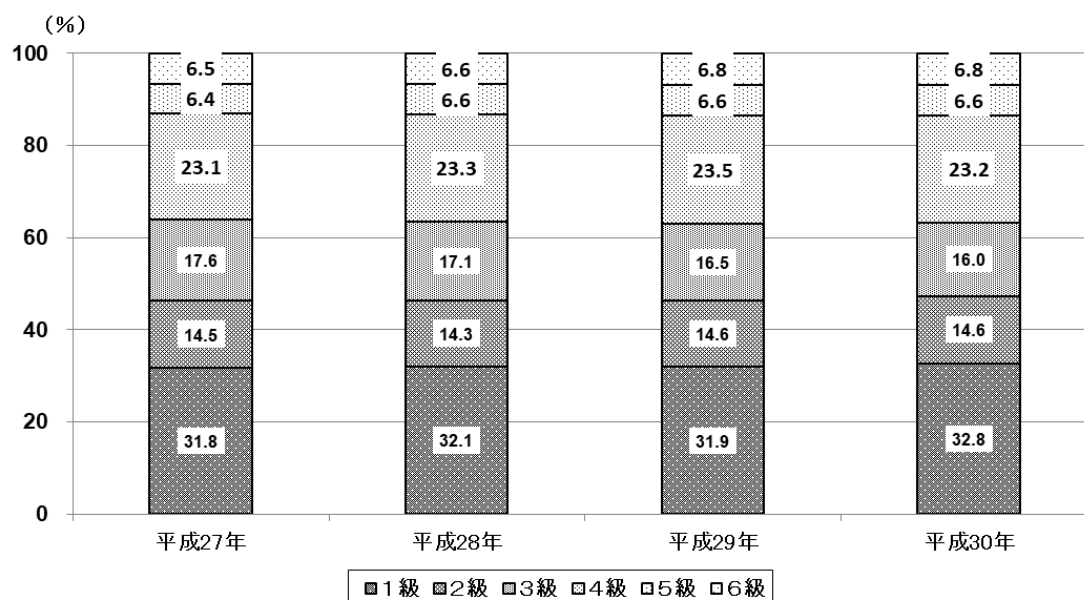
本市の身体障害者手帳所持者数の推移（表 2－6、図 2－6）をみると、所持者数は増加傾向にあります。構成比をみると、3級は、認定者数に占める構成比が減少しています。

表 2－6 本市の身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	1,183	1,204	1,198	1,246
2級	541	537	547	556
3級	655	640	621	608
4級	861	872	884	883
5級	240	248	248	251
6級	242	249	256	259
計	3,722	3,750	3,754	3,803

図 2－6 本市の身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

注 1) 構成比は表示単位を四捨五入したため、合計が 100%にならない場合がある。

■ 療育手帳所持者数は増加傾向

本市の療育手帳所持者数の推移（表２－７）をみると、所持者数は増加傾向にあります。障がい程度別にみると、Ａ判定（最重度、重度）、Ｂ判定（中度、軽度）ともに増加傾向にあります。

表２－７ 本市の障がい程度別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
A判定	300	289	292	308
B判定	349	341	360	366
計	649	630	652	674

資料：福祉課（各年度末現在）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（表２－８）をみると、所持者数は増加傾向にあります。障がいの等級別にみると２級が最も多い状況ですが、構成比をみると、３級の占める構成比が増加傾向にあります。

表２－８ 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
１級	61	64	67	68
２級	341	336	378	405
３級	156	195	233	268
計	558	595	678	741

資料：福祉課（各年度末現在）

第3章 基本理念

1 基本理念

住み慣れた地域で

互いに支え合い 安心して 健康に

暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化の進行など、地域を取り巻く環境が変化し、地域での人と人とのつながりが希薄になり、個人や家族、地域が抱える問題は多様・複雑化しています。

このような社会において、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して健康で暮らし続けていくためには、生きがいのある地域社会をみんなで築いていく必要があります。

本計画においては、総合計画の戦略的取組事項でもある「協働の推進」を視点に取り入れて、みんながつながり、みんなで支え合い、だれもが一人の人間として尊重され、生きがいを感じることができるまちづくりをみんなで実践していくことを目指します。

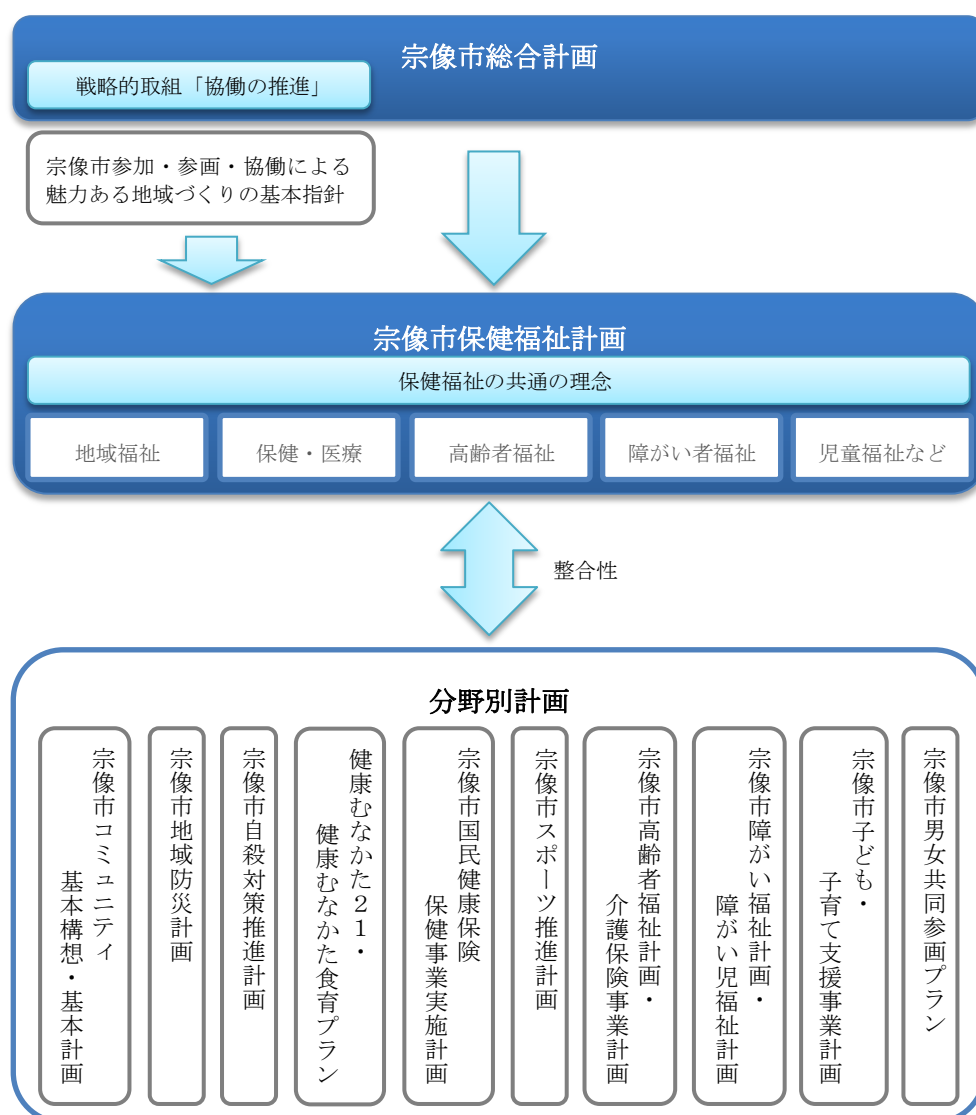
2 計画の体系

(1) 分野別計画との関係

本計画では、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの分野別計画を横断し、市の保健福祉において取り組むべき共通の理念を明確にします。そのうえで、各分野との連携を図りながら地域が抱える課題に取り組み、本市の最上位計画である宗像市総合計画の将来像である「ときを紡ぎ躍動するまち」の実現を目指します。

本計画の策定にあたっては、宗像市総合計画、宗像市参加・参画・協働による魅力ある地域づくりの基本指針、並びに分野別計画のうち宗像市コミュニティ基本構想・基本計画、宗像市地域防災計画、宗像市自殺対策推進計画、健康むなかた21・健康むなかた食育プラン、宗像市国民健康保険保健事業実施計画、宗像市スポーツ推進計画、宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、宗像市障がい福祉計画・障がい児福祉計画、宗像市子ども・子育て支援事業計画、宗像市男女共同参画プランとの整合性を図って策定しています（図1-1）。

図1-1 保健福祉計画と他の計画の関係



(2) 第4次宗像市保健福祉計画の体系

